

第 21 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 4 月 13 日 (月) 15 : 00 ~ 15 : 50

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役 (統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
中田総務省政策統括官 (統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 諮問第 16 号「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (2) 諮問第 17 号「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 21 回統計委員会を開催します。本年度の第 1 回です。

本日は大沢委員が所用のため御欠席です。

新年度になり事務局に人事異動がありました。中島前室長が大学の方に戻られまして、新たに統計委員会担当室長として乾さんが赴任されました。今後よろしく願いたします。

それでは、一言願いたします。

内閣府統計委員会担当室長 前任の慶応大学の中島教授の後任として就任いたしました乾と申します。前々職は日本政策投資銀行にありまして、前職は日本大学経済学部にありました。これから皆様方にいろいろ御指導いただくとと思いますが、よろしく願いいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に御説明いただきます。

内閣府統計委員会担当室長 お手元の資料を紹介させていただきたいと思います。

お手元の資料1としまして「国民経済計算の作成基準の変更について」、資料2は「日本標準職業分類の統計基準としての設定について」、資料3は「産業統計部会の審議状況について」といった資料がございます。

また、参考資料として1から3までの資料をお配りさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

なお、これまで「指定統計・承認統計・届出統計月報」を毎月配布しておりましたが、大部でありますので、新法の施行を契機に統計委員会での配布を省略させていただきたいと思います。御理解のほどをよろしく願いいたします。この内容につきましては、総務省統計局・政策統括官のホームページに掲載されておりますので、適時ご覧いただければ幸いです。

竹内委員長 そうということでありまして、議事に入ります。

最初の議題は、国民経済計算の作成基準に関わる諮問について、内閣府から御説明いただきます。

内閣府経済社会総合研究所 内閣府でございます。資料の1をご覧いただければと思います。

表紙は、「国民経済計算の作成基準の変更について（諮問）」ということございまして、統計法第6条第2項の規定に基づきまして統計委員会の意見を求めるというものでございます。

中身は、次のページを見ていただきますと説明が書いてございます。

1.につきましては、本年3月9日付の統計委員会の答申を踏まえ、統計法第6条第3項の規定に基づきまして、本年4月1日付で内閣府告示として国民経済計算の作成基準というものが公示されているということを書いてございます。これを変更する際には、同条2項の規定に基づきまして統計委員会の意見を聞かなければいけないということございまして、本日の諮問によりお願いするということでございます。

「諮問の趣旨・意見を求める事項」でございます。2.に書いてございますけれども、前回の答申におきまして、内閣府は以下の4つの課題への対応を進める中で作成基準等の見直しを行うことが必要であるというように指摘をいただいております。現行の作成基準の変更について、別添に掲げる事項に関し、統計委員会の意見を求めるということで4つ書いてございます。

1つ目は、国際連合の基準が変わりましたので、2008SNAという最新の基準に基づいてSNAを改定するという国際基準への対応ということでございます。

2つ目は、「公的統計の整備に関する基本計画」に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応ということでございます。

3つ目は、来年の秋以降に公表を予定されております、平成17年基準年の改定への対応というこ

とでございます。

4つ目が基礎統計との連携といった課題でございます。

1枚おめくりいただきまして、具体的には、表にしてございますとおり5項目でございます。

1つ目は2008 SNAの導入ということでございまして、そこに書いてございますように非金融資産、それから金融、政府・公的部門、海外、それぞれに関する課題として44項目の新しい勧告がされているということでございまして、これへの対応を検討していただくということでございます。

2つ目が、固定資本減耗の時価評価やP I Mによる推計の導入等、ストック統計等の整備ということでございまして、まずはP I Mの導入でございます。それによるマトリックスの整備と、固定資本減耗の時価評価を行うということでございます。それから、自社開発のソフトウェアについても資本形成に計上するという、それから育成資産の仕掛品在庫の計上については若干、推計に問題がある点が指摘されておりますので、それについて対応するというところでございます。

3つ目が「F I S I Mの導入」ということでございまして、今、参考値として公表しておりますけれども、これを本系列へ導入するという、それから四半期推計においてどういった導入を図るかといった点についての検討ということでございます。

4つ目が、公的部門分類の見直し、財政統計整備ということでございまして、08 SNAにおける判断基準に即した公的部門分類の見直しということでございまして、所有支配の概念とか、あるいは「経済的に意味のある価格」といったようなことについての明確化を図った上で、公的機関の格付けを行うといったようなところでございます。それから、政府財政統計、G F Sに対する情報提供を重視させるといったようなことが含まれております。

最後に「経済センサス - 活動調査に係る年次推計等の抜本的な見直し」ということでございます。これは28年の経済センサスを実施する段階におきましては工業統計表は使えないということでございまして、工業統計表を使わないでどういった方法で確報を推計するかといった推計方法の検討を行うということが1点です。それから、24年調査につきましても経済センサスという新たな形が出てきますので、そのデータの結果利用といったことについての方策を探るといったような点でございます。

以上が、検討をお願いする事項ということでございます。

元へ戻っていただきましてスケジュールでございますけれども、22年度を目途に答申をいただくということでございます。これは17年基準改定への対応とか、あるいは年次推計の抜本的な見直しといったようなことを円滑に行うという観点から、2年後を目途に答申をいただくということでございます。

ただし、17年基準改定に関連したことにつきましては若干急いでおりまして、一部については今年度前半を目途に中間取りまとめを行うようお願いしたいということでございます。

なお、そもそもこの作成基準の改定というのは、作成基準を審議していただいたときに答申にも書いてございますけれども、5年ごとに改定する、変更するということを想定しておりますが、今回につきましては今年4月に統計法が全面的に施行されるというタイミングで基準を設定することと、次期基準改定が2年後に行われるということでございまして、今回は短いタイミングで

の改定ということになりますけれども、これは今回限りということでございまして、通常は5年ごとの基準の改定を行うということでございます。

説明は、以上でございます。

竹内委員長 最後に御説明いただいたことと関連するのですが、今年の4月に国民経済計算の作成基準をつくったばかりなのに、もう次の改定の変更案が出るのはどうしてだという印象はあるかもしれませんが、中を見ていただければわかりますように、これは先日制定したばかりの作成基準がおかしかったとか、その不備を直すという話ではなくて、いうなれば、先般、国際基準等の改定等を踏まえその中身をもっと具体的に詰めるのだと考えていただければいいと思います。ですから、形式上は改定ということになりますが、実質的には、それを具体化したものを視野に入れて議論していただければいいと思います。その内容の具体化についてはこの間、閣議決定していただきました「公的統計の整備に関する基本計画」にも書いてあることですので、そういう線に沿って、いわば国民経済計算の作り方が具体的に現在のところとある程度変わっていくということに伴う、基準の改定だと理解していただいて、そういう意味では、この間決められた国民経済計算の作成基準の延長だと御理解いただきたいと思います。

そういうことですが、何か御質問はございますか。御質問がなければ、国民経済計算部会で審議していただいて、その結果について本委員会に御報告いただくということで、吉川委員長の方よろしくお願いたします。

では、次の議題に移ります。次の議題は日本標準職業分類に係る諮問についてであります、総務省から御説明をいただきます。

総務省會田統計審査官 総務省でございます。それでは資料2について説明させていただきます。

「諮問第17条 日本標準職業分類の統計基準としての設定について」ということで、標記について統計法第28条第2項の規定に基づき、統計委員会に意見を求めるということでございます。

本年1月の統計委員会で「日本標準産業分類」、「疾病、障害及び死因の統計分類」の2つの分類につきまして統計法に基づく統計基準ということで設定させていただいたところでございますので、これは3つ目の分類の基準をお願いするということでございます。

職業分類につきましては、先般決定いたしました基本計画の中でも21年度前半までに実施すると規定されておりますので、今回諮問させていただくことにしております。統計基準とすることで、できるだけいろいろな調査で使っていただくという形になります。今回、分類は非常に細かいので概要のみ説明させていただきます。

紙を2枚ほどめくっていただきまして、A4縦と横のポンチ絵がありますが、まず縦のものをご覧いただきたいと思います。

職業分類ですが、通常、産業分類がその事業所における経済活動をベースに分類するのに対しまして、職業ですので、個人を単位として、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列したものでございます。

日本標準職業分類といいますのは、昭和35年5月に最初の分類が設定されまして、それ以来4回改定されてきております。最終改定が平成9年12月です。

そこに書いてありますように、主に「国勢調査」であるとか、「就業構造基本調査」であるとか、「学校基本調査」とか、そういったところで分類として利用されている。このほかに、職業紹介関係の基礎資料としても利用されております。

今回、諮問案として出させていただきます標準職業分類は、大分類項目で申しますと12分類となっております。平成9年12月に改定したものが10分類でしたので、今回は若干増やして諮問させていただきます。

一番下にグレーの線で3行ほど枠囲いしてございますが、「適用の範囲」と書いてございます。これも諮問の一部に入れさせていただいておりますが、「統計は作成目的により、様々な表章がなされることから、公示分類表を集約又は細分化」ということで、職業分類についてもどこまでそういうことを行うかということをお前回入れてございます。例えば、日本標準産業分類ではその大分類までを使うということをおかなり強く義務付けておりますけれども、中分類以下の分類につきましてはある程度集約するとか、細分化するとか、そういった裁量が調査実施者に残されております。そういったものをどの程度まで柔軟に運用するかということも、併せて御意見をいただきたいということでございます。

1ページめくっていただきまして、A4横のポンチ絵をご覧くださいと思います。「今回定めようとする日本標準職業分類の特徴」ということで、今回、統計基準として諮問させていただくに当たりまして、平成9年の分類というものがございましたがこれを、総務省を中心に各府省等で見直しを行ってまいりました。見直しを行って、今回、諮問させていただいているというものでございますが、その見直しをする際の視点というものを簡単に説明させていただきます。

視点としましては大きく3つに整理されまして、「国際比較性の向上」、「産業分類又は商品分類的な視点の排除」、「社会経済情勢の変化への対応」という3つの視点から改正を行いました。

右側の方を見ていただきますが、一番上にSCO、これは国際標準職業分類のことでございますが、それを考慮した項目設定と配列ということで、恐れ入りますが1ページめくっていただきまして次の縦になりますが、大分類項目表というものの5ページでございますが、ここを見ていただきたいと思います。

大分類の項目というのは大ざっぱに言いまして、上の方が主として頭脳労働をするような感じのところ、それから真ん中のところが主としてサービスのところ、販売、サービス、保安職とございますが、この辺がサービスのところ。それより下のところが、どちらかといいますと肉体労働的な職業という形で配置されております。

その中で、今回、国際分類に合わせて若干入れ替えを行いました。大分類AとBは、従来の平成9年に改正されたものと「専門的・技術的職業」というのが一番上にありましたものを、「管理的職業従事者」と入れ替えてございます。

大分類のHからKのところでございますが、従来は運輸・通信ということと生産工程労務という2つの大分類であったのですが、生産工程労務というところの中がかなり大きくなってきたこと、それから国際分類に合わせるということで、今回新たに大分類Iと書いてあります「輸送・定置・建設機械運転従事者」、トラックを運転したり備え付けの機械を操作するといった職業です。それが

ら、大分類Kの労務作業、こういったものは国際分類の方にも対応する職種がございますので、この大分類を今回新設させていただくということです。

それから、大分類のJに「建設・採掘作業」というものがございます。これは、国際分類の中には該当するものはありませんが、日本の中では従来からひとまとまりの職業ということで扱ってありましたので、これを今回、大分類として新設させていただくという形にさせていただきます。

もう一度前のページに戻っていただきまして、A4横のポンチ絵を見ていただきたいと思いますが、右側で上から2つ目の青枠に「仕事の内容の違いに着目した中分類の設定」というところがございます。その中の最初の黒ボツでございますが、大分類のBに専門職とか技術職といった大分類がありますが、その中に従来ですと製造の技術者というものにつきましては、どちらかというと金属に関する技術者であるとか、化学に関するであるとか、食料に関するであるとか、機械に関するであるとか、そういう産業的な色彩で中分類がされておりましたが、今回はその中に開発に携わる製造技術者と、開発以外の製造技術者という技術の内容に着目したことで分けるものを中分類としてワンクッション入れて分類を行うということを入れてございます。

それから、2つ目の黒ボツとしまして、大分類Hに生産工程というものがございます。これは、工場で働く労働者とか作業員というようにイメージしていただければよろしいのですが、その中で従来ですといろいろなものを作るということで産業分類的に中分類を区分していたものを、今回は、その生産工程に係る仕事を、自動化された生産設備の制御・監視、それから生産の製造・加工を直接行うもの、生産物の整備・修理を行うもの、もしくはそういったものの検査を行うもの、そのように流れの中における役割分担みたいところに注目して中分類をまず分類するということを導入しております。

それから、上から3つ目の青丸、「専門的・技術的職業従事者の中分類の設定」ということでございます。これは、最近のいろいろな社会経済情勢の変化ということを踏まえまして、最初の黒ボツでございますが、従来、情報処理の技術者の関係と電気技術者の一部におきましてプログラムの関係、特に最近は情報処理と通信というものがなかなか分けにくくなってきているということがございますので、「情報処理・通信技術者」というものを新設いたしまして、特にソフトウェア開発であるとか、システムエンジニアであるとか、そういったところの職種を一つのものとして新設させていただいております。

2つ目の黒ボツとしまして、最近、金融・保険の知識を必要とする仕事も増加しているということで、「経営・金融・保険専門職業従事者」というものを今回新設させていただいております。

それから、一番下の4つ目の青丸のところでございます。大分類Dの「販売従事者」というところにつきましては、従来は販売と、それから販売に付随するというもので分けておりましたけれども、販売の中でも固定客に対する販売というものと、どちらかというと新規開拓をするような販売ということに分けられるのではないかとということで、新規開拓の方に属するようなものとして「営業職業従事者」というものを、今回、中分類として新設させていただくという形で分類の体系を今回見直してございます。

総務大臣としては、今回見直しましたこの標準職業分類を統計法に基づく統計基準とすることに

したいと思っておりますので、統計委員会の御意見をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきましたように、これまで標準分類として「日本標準産業分類」と「疾病、傷害及び死因分類」との2種類があったのですが、それは旧法の下でも標準分類になっていたので、当面、今ある分類を引き継ぐという形で先日、承認していただいたわけですが、職業分類は今度新たに標準分類にする、つまり、そういう法的資格を与えることにしようということでありまして、このような諮問が出ているわけです。

そういうわけで、実質的には改定なのですが、形式的に言えば新しく決定するということにすれば済むということになると思ひます。そういうことで、こういうものをつくろうということになったわけでありまして。これを標準統計分類にするということについては基本計画の中にも書いてあることであるので、統計委員会としてはその方針でいくということは既に決まっているとしてもいいと思ひます。

そういうわけなので、現行の職業分類はここには付いていませんね。新設という形式だから別に付けなくてもいいと思ひますが、当然部会における御審議の中では、今までの分類も表として付けてくることはしていただひいていいと思ひます。

そのような状況でありますけれども、何か御質問はござひますか。どうぞ。

舟岡委員 今回、基本計画で統計基準として日本標準職業分類を設定することが決まったのであって、日本標準職業分類は35年の制定以降、継続してわが国の職業に関する標準分類として位置づけられており、今回は改定ということになるのではないのでしょうか。今後はそれを統計基準として設定する点が以前と異なるということです。

竹内委員長 法的形式にはどう考えるかわかりませんが、ただ、そうするとこれは今ある日本標準職業分類を改定した上でそれを統計基準としての統計分類として採用すると、そういう二段構えになるわけですか。その辺はどうですか。

総務省會田統計審査官 実質的には舟岡先生がおっしゃったことになるかと思ひますが、平成9年につくられた前の職業分類をそのまま統計基準にするということではなくて、中身的には今回見直しを行ひまして、それを統計基準として設定していただくことをお願ひしているというスタンスでござひます。

ただ、日本標準職業分類というのは今までの日本標準産業分類などと違ひまして、一段、拘束力が下にあったというような位置付けになりますので、そこをもう一段高いところに上げるという意味では新たにという観点もないことはありません。

竹内委員長 今まで標準職業分類はどこがどういう形で法的には定められていたのですか。

総務省會田統計審査官 従来ですと政令がござひまして、「日本標準産業分類」と「疾病、傷害及び死因分類」の統計分類につきましては、各統計調査において大分類以上を必ず使うこと。それを使わない場合には総務大臣の許可が要る、承認が要るというようなことで拘束力がござひました。

竹内委員長 それは知っていますけれども、職業分類については。

総務省會田統計審査官 そういった拘束はなかったということです。

竹内委員長 ないけれども、一応、政令で出していたということですか。

総務省會田統計審査官 出しておりません。

竹内委員長 そうすると、どこが出していたのですか。

総務省會田統計審査官 最終的には官報に告示という形で出しておりました。審議としては、統計審議会の分類部会で御議論いただいて出していたということです。

竹内委員長 そうすると、形式的な細かいことはどうでもいいですけども、今度は政令として公布するわけですね。

総務省會田統計審査官 統計基準としてです。政令ではございません。

竹内委員長 わかりました。

そういうことですが、実質的な中身について何か御議論はございますか。改定の内容については、もう既に改定案として一応できているわけですから、改めて委員会で改定案をイロハのイから審議するということにはならないと思いますが、もちろん、今の改定案に御意見があれば更にいろいろと御意見をいただいて、それを部会の方で議論しても結構だと思います。

とりあえず、何か御意見はありますか。

美添委員 意見ではなくて、もう少し説明をお願いしたいということですけども、今回御提案いただいている改定案ですが、あるいは新たに設定する案ですけども、この案を決定するまでに一体どのような作業をなさったのか、概要を御紹介いただければと思います。

総務省會田統計審査官 大体1年半くらいかけて、各省に御参加いただいたものと、あとは学識者の方に入らせていただきまして、最初はいろいろな業界の方とか企業の方からヒアリングを行うということ、それから平成9年に作りました職業分類のどこに不便さがあるかということのヒアリング等を行いまして、論点を整理して改定の基本計画を立てていき、具体的にどの部分を改定するかということを半年以上かけて、各省の方、それから御専門の方の御意見を取り入れながら改定案と作ってきたという経緯でございます。

竹内委員長 何か御意見はございますか。

美添委員 各省で確認を経て問題点の整理は済んでいるということであれば、実質的な審議を部会ですということではよいのだろうと思います。新たな視点から統計委員会の議論をしていただけるように、実質的には準備の資料ができているという理解でいいと思います。

竹内委員長 かつて統計審議会で議論したときは準備段階からいろいろ部会で議論していたことがあったのですが、それは既に済んでいるというように理解していいと思っております。

ただ、今後、こういう基準の改定するときには、その作業手順をどのように進めて、どこからが統計委員会あるいはその部会で審議するかというようなことについて、もう少し固める必要があるかと思いますが、とりあえず今回はこのようにさせていただきます。

何か御意見はございますか。ほかに御意見がなければということで、これを統計基準部会で御審議いただくことにしまして、大守部会長よろしくお願いいたします。

それでは、次は部会の審議状況ということですが、では、産業統計部会の審議状況につきまして舟

岡部会長の方からよろしくお願いします。

舟岡委員 資料3の「産業統計部会の審議状況について」を報告します。

1枚めくっていただきまして1ページを御参照ください。3月9日に統計委員会で諮問されて以降、3回部会を開催いたしました。その結果概要については、その次の2ページから10ページまでにまとめてありますので、適宜御参照ください。

2回目と3回目の部会には、今回新たに調査対象業種とした業界の有識者を中心に審議協力者として参加していただき審議いたしました。協力者は、そこに記された業界団体の方々であります。3回までで審議すべき事項についての議論はほぼ尽くして、次回、4月20日の部会で答申案を取りまとめる予定になっております。

「部会における主な議論等」について、2のところでもまとめてあります。今回の特定サービス産業実態調査の改正によって、同調査はこれまでとは役割と意義が異なる位置づけを持つこととなりました。経済産業省所管のサービス業が今回の改正でほぼ網羅されることになったこと、並びに、母集団推計が的確に行えるようになり、集計量が意味を持つようになったこと、以上の2つのことに伴って、業種間と時系列での比較が的確に行われるようになりました。

特定サービス産業実態調査がとらえるべき内容を、3つの階層に区分して整理すると非常に理解しやすい。まず3階建ての1階の部分を業種横断的に共通な事項からなる調査事項として設定する。2階部分が、それぞれの業種の中において構造を時系列で長期に把握したい事項から構成する。その上の3階部分において、サービス業は業態変化が著しいですから、変化に対応して適宜的確に、構造を把握する観点からの必要な事項を調査する。こういう形で整理しますと、28業種の調査事項について、ほぼきれいに整理できました。

サービス業に係る統計は全体としてまだまだ未整備ですので、このような整理は、特に経済産業省以外の他府省所管のサービス業に係る統計の整備を検討する際、大変参考になるのではないかと思います。同調査の概念整理を参考にして、サービス業統計が未整備の分野を所管されている府省におかれては統計の整備に努めていただきたいとの意見がありました。

それから、今回の調査から、調査事項について、規模の大きなところと小さなところで、1枚の調査票のまま、見え消し等を工夫する形で精粗を付けました。従業者の規模が大きいところは詳細な事項を調査し、規模の小さいところには基本的な事項で、先ほどの3階層の区分ですと1階と2階の部分に含まれる事項について調査することとしました。

これに関連して、規模ごとに調査事項に精粗を設定する方式は、経済産業省では例えば工業統計等で行っていますが、実施において困ったことが生じます。例えば工業統計で3人以下と4人以上、あるいは30人以上と30人未満、の間で調査対象となるか否か、あるいは調査票を別とするように設定しますと、いわゆる簡易な回答に向けた逃げ込みが起きやすくなり、調査対象を区分する3人前後、あるいは30人前後のところの数値が非常に揺らいだ結果になる。

そういうことが起きれば、調査結果を利用する上で由々しき問題でもあり、それを防止する観点から、調査対象を確定する母集団名簿に基づいて、あらかじめ詳細な調査票の対象事業所・企業と粗い調査票の対象事業所・企業を定めて、それぞれ、決められた調査票に名称等の基本的な情報を

プレプリントしておいて配布することとする。

その際、精粗の区分は母集団名簿にもとづく従業者数4人を基準に行っているのですが、母集団情報では4人以下であったにもかかわらず、実際に調査をしたら5人以上になっていた場合には、実際は詳細な調査事項のデータが収集できませんが、それについては欠測値として扱って補完推計することとする。こういう方法で、集計結果を推計し、作成することによって、結果精度が非常に上がるだろうと期待しています。

標本調査方式について、母集団規模が小さい7業種を除いた21業種について、標本抽出による調査を導入しましたが、これについては調査誤差をある程度、一定範囲で収める設計となっていますので、適当とされました。

それから、本委員会でも意見がありました、「学習塾」の調査について、経済産業省が特定サービス産業実態調査では対象としない、例えば各種学校である予備校、進学塾等については調査結果に含まれていないので、教育・学習を支援する学習塾等の全体の実態が明らかになっていないのではないかという意見がありました。

これについては、経済産業省と文部科学省で、それぞれが所管する分野について、教育の実態が明らかになるような統計を整備する方向で、両省が協議して検討するように部会から要請いたしました。大きなところは以上であります。

そのほか、部会審議において、調査事項について幾つか注文をつけた点があります。例えば、フランチャイズの加盟の有無を調査事項に追加すること、学習塾の調査票にインターネットを活用した指導の有無を調査事項として追加することとか、冠婚葬祭業の調査票等に調査事項を追加することについて意見が出て、これらについては次回の部会で検討することとなっています。以上であります。

竹内委員長 どうもありがとうございました。何か御質問、御意見はございますか。

少し伺いたいのですが、これで経済産業省関係の所管はほとんど網羅されることになったわけですが、ほかの省庁の部分も統計として整備してほしいという希望があるわけですが、この部会で今その問題を議論することにはもちろんなっていなかったと思うのですが、それは一体どのように進行するのでしょうか。

舟岡委員 私が述べるのが適当かどうか分かりませんが、個人的には次回の部会で答申案が確定しましたら、その後の時間を活用してフリーディスカッション形式で、経済産業省所管のサービス業に係る統計以外の統計をどういう方向で整備すべきかについて議論しておきたいと思っています。

竹内委員長 では、次回にある程度その議論をするような問題提起をされるということですね。

舟岡委員 部会の権限を逸脱しているかもしれませんが、あくまでもフリーディスカッションでこういう意見があったという程度の報告が可能だと思います。

竹内委員長 部会で審議すべき課題からは外れているかもしれませんが、委員会全体から逸脱しているとは思いません。1つ伺いたいことですが、この調査と全サービス業、第3次産業をカバーすることになっているサービス産業動態調査との関係はどうなるのですか。

舟岡委員 これについても、答申案が確定した後に議論しようと思っています。実はこの特定サ

サービス産業実態調査も 28 業種に広げることで経済産業省所管のサービス業はほぼカバーすることとなります。調査対象のほとんどが事業所を対象とする調査であります。一部、企業を対象とする調査もあります。一方、企業を対象とする統計として経済産業省企業活動基本調査があります。これとの整理がどうであるかという問題もあります。

それから、特定サービス産業動態調査と特定サービス産業実態調査の役割分担をどうするか。また、統計局が実施しているサービス産業動向調査と特定サービス産業動態調査の役割の分担なり、整理の仕方をどうするかをめぐっても、多少自由に議論してみたいと思っています。

竹内委員長 自由に議論していただくのはいいのですが、例えば経済産業省とか総務省統計局は何かその点についてお考えがあるのでしょうか。

経済産業省調査統計部 まさに今、舟岡部会長がおっしゃられたように、動態統計、構造統計、それから企業活動基本調査、この辺の関係をもう一度整理をする必要はあると思っています。そのために経済センサスを行って、まず基礎調査で母集団をしっかりと押さえ、その上で活動調査で実態を押さえるということをやらないと、例えばサービス産業動向調査と特定サービス産業動態調査を見た場合に、主要格付けされた事業所ベースで取るのか、アクティビティベースで取るのかという、本質的、かつこれは母集団を押さえないとわからないという問題もありますし、企業活動基本調査との関係も同様でございますので、当面、それを意識して、経済センサスをきちんと進めていくということが大事だと考えております。それに並行して、まさに基本計画において産業関連統計の体系的整備に取り組むべきということを御指摘いただいておりますので、それに則った形で検討を進めていきたいと考えております。

竹内委員長 経済産業省以外の府省のサービス業関係統計について、どのように整備するかということについて、他の府省からお考えがありますか。あるいは、統括官室の方ではどのようにお考えなのかというようなことを伺いたいと思います。

総務省統計局 統計局の方では、御存じのとおりサービス産業動向調査というものをやっております。これはまだ立ち上がったばかりでございますが、私どもの目指しておりますのは、QEにきちんと使っていただくということです。余り複雑な調査事項にしますと速報性ですとか、あるいは回収が難しくなるということがございますので、まずはこちらは速報性に注目した統計にすることです。したがって、今お話のあったような特定サービス産業実態調査とはまた性格が違うものであると考えております。

それらの両者がうまく整合性がとれるような形の統計にしていくというのが、今後の大きな課題であると思っています。

廣松委員 今回の議論と関連して簡単な質問ですが、最初の調査事項を3階層に整理というところで、1階部分の業種横断的な事項に関しては、これは今までずっと議論されてきたことですので、今回28業種揃うということは評価すべきだと思いますが、2階部分と3階部分について何かもうひとつよくわからないところがあります。

例えば、2階部分の時系列的な構造を把握する事項というのは、今の議論でいくと構造変化を把握するのか、いわば構造自体を把握するのか、そこがどうも実態と動態と混じっているような印象

を受けます。

3階部分の業態変化に応じた構造というのも、もう少し具体的な表現にさせていただいた方が、3階層に分けて整理をするということの趣旨がよく伝わるのではないかと思います。もし補足の説明をいただけたらと思います。

舟岡委員 先ほども申しましたが、これまでの特定サービス産業実態調査は母集団推計が適切に行えていなかったこともあって、集計量を業種間で比較する、あるいは時系列で比較することが正確には行えなかった。

今回計画から、それが可能になったことによって、特定サービス産業実態調査は年次の構造統計調査としての性格も持ちながら、動態統計として年次動態統計調査としての役割も持つようになってきた。構造統計として、それぞれの業種で把握すべき事項は、業種ごとに相違します。サービス業とひと括りと言いますが、これは第1次と第2次を除いた雑多な業種からの集まりである第3次産業であって、必ずしも業種横断的に調査できる事項は多くなくて、限られています。例えば売上高とか、営業費用とか、固定資産の取得額とか、従業者数とか、こういうものは業種横断的に調査して意味があるだろう。

また、例えば入場者数とか、取扱件数とか、といった類の事項は当該業種において年次でどう変化したかを時系列の情報として把握したい。こういう調査事項が2階建てを構成する調査事項に相当するかと思います。

3階建ての部分については、映画館を例に挙げれば、デジタルスクリーンが出てきたときには、それが設置されている映画館がどれぐらいの数であるか等を調査事項として適時新設する必要があるだろうし、逆に、意味のなくなった調査事項については随時廃止するような、業態変化を適切に捉えられる事項を適宜調査するところ、という整理の仕方であります。よろしいでしょうか。

廣松委員 はい。

竹内委員長 今、伺いました横断的な事項というのは、経済産業省管轄以外の外まで広げるときも考慮はされているのですか。

舟岡委員 多分そうなると思います。経済産業省所管のサービス業も多岐にわたっていますので、そこに共通した事項が設定できるということは他府省所管でも可能だと思いますが、困難なのは非営利のサービス業です。

これについて同じような調査事項を設定するのは問題であり、恐らくサービス業についても営利と非営利については2つ区分した形で調査が行われないと、なかなか設計が難しいかと個人的には思っています。

竹内委員長 今回の経済産業省への管轄の範囲では、原則として営利のものだけですか。

舟岡委員 そうです。

竹内委員長 そうすると、例えば学習塾の話が出てきましたけれども、学校関係はいわゆる「学校」であればもともと入らないわけですね。

舟岡委員 そうですね。学校教育に分類されているところは含まれませんが、国立大学法人等の独立行政法人になると微妙なところでしょうし、そこら辺の整理の仕方はこれから必要かと思いま

す。

ただし、学習塾に加えて各種学校、予備校等は営利的な活動としてとらえても、それほど不都合が出てこない分野かとも考えられます。

竹内委員長 それで少し気になったのですが、経済産業省関係では一応料金などを取っているけれども、いわゆる公益法人がやっているような第3次産業関係の仕事というものがありますよね。各種検査業とかですが、そういうものはここに入るのですか。

説明者（経済産業省調査統計部） 営利としてやっているということであれば、我々としては当然、この母集団名簿自体が事業所・企業統計調査名簿を活用させていただいていますので、その中にその実態として含まれているということであれば、当然対象にはなっております。

竹内委員長 つまり、実態として含まれているということは、法的にそれが公益法人であるとか何とかということとは関係がないということですね。

説明者（経済産業省調査統計部） 活動として、産業分類上、含まれているということであれば対象になっております。

竹内委員長 わかりました。この答申はいつですか。

舟岡委員 あと1回の部会を行って、次回の統計委員会で答申案を御説明できたらと思っております。

竹内委員長 これ以上、何か御意見はございますか。御意見がなければ、それではもう少し議論していただいて、次の委員会のときに答申案を出していただくということになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、今日予定された議題は終わりでありますので、次回の日程について事務局から御連絡をお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、5月11日月曜日の15時からこの会議室、中央合同庁舎第4号館11階の共用第1特別会議室において開催いたします。

会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 そうということで、今回は新年度第1回の委員会ということで、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。